

# 米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領

農林水産省生産局長通知  
制 定 平成27年4月9日付け26生産第3472号  
最終改正 令和3年8月3日付け3農産第504号

## 第1 趣旨

米穀周年供給・需要拡大支援事業の実施については、米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要綱（平成27年4月9日付け26生産第3466号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 事業の実施

### 1 事業実施主体

(1) 実施要綱第2の1の事業の実施主体は、需要に応じた生産・販売を行うために、次に掲げる条件全てを満たす積立てを行っている集荷業者・団体又は事業実施年度中に積立てを開始した集荷業者・団体であって、事業実施年度の前年産又は前々年産の出荷数量が200トン以上の者とする。

- ① 生産者等の負担による積立てであること
- ② 積立ての方法、用途、資金管理のルールが明確になっていること
- ③ 別表に掲げるいずれの取組項目にも適切に活用可能であること
- ④ 毎年度一定の積立てが維持されていること

(2) 実施要綱第2の2の事業の実施主体は、民間団体等（民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人、認可法人、特殊法人及び学校法人をいう。）であって、玄米の推奨規格フレコンを利用した物流合理化の実証を行おうとする者とする。

(3) 実施要綱第2の3の事業の実施主体は、民間団体等（民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人、認可法人、特殊法人及び学校法人をいう。）であって、次に掲げる条件のいずれかを満たす者とする。

- ① 米穀の生産、流通、販売、輸出等に関する知識及び人的ネットワークを有する者
- ② 過去に商談会やセミナー等の開催実績がある者

### 2 補助対象とする取組及び経費

本事業の助成対象とする取組内容、経費、単価及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

### 3 事業計画の作成及び承認手続

(1) 事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画（様式第1号）その他関係書類を添付し、事業承認者（実施要綱第4の1の事業承認者をいう。以下同じ。）に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、別に定める本事業の公募要領により選定された補助金交付候補者の選定時の事業実施計画については、事業承認者の承認を受けたものとみなす。

(2) 事業承認者は、(1)の承認を行うに際し、必要があると判断した場合は、関係する書類の提出を要求し、現地調査を実施できるものとする。この際、事業実施主体は事業承認者の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更は、次の①から③までに掲げる変更とする。また、変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。ただし、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26生産第3468号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第6又は第10第1項及び第2項の規定に基づき交付決定者の承認を受けた場合には、当該承認をもって事業承認者の承認に代えることができる。この際、事業の中止又は廃止を除き、変更後の事業実施計画を添付するものとする。

① 経費の配分の変更（ただし、交付要綱第11に規定する軽微な変更を除く。）

② 事業内容の変更（ただし、交付要綱第11に規定する軽微な変更を除く。）

③ 事業の中止又は廃止

#### 4 非主食用販売に関する契約等

(1) 事業実施主体は、別表の1の周年供給・需要拡大支援のうち非主食用への販売の取組（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「需要推進要領」という。）の別紙1の第2の2並びに別紙2の第2の1の(1)、(2)及び(5)の取組と同様と認められる取組をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、以下に掲げる事項を記載した非主食用の販売に関する契約（以下「非主食用販売契約」という。以下同じ。）を当該非主食用の買受事業者と締結するものとする。

なお、仲介業者が販売（販売を委託する場合を除く。）に介在する場合は、非主食用販売契約に当該仲介事業者を含めるものとする。

① 他の用途への転用及び転売の禁止に関する事項

② 違約金その他の契約の履行を担保する措置に関する事項

(2) 買受事業者は、非主食用販売契約の締結に当たり、様式第4号による誓約書を作成し、当該誓約に係る契約書の写しを添付の上、事業実施主体を経由して事業承認者に提出するものとする。

#### 5 事業実施計画に基づく取組の報告

(1) 事業実施主体は、事業実施計画に基づく取組の実施状況及び評価について、様式第2号により事業実施状況等報告を作成し、交付決定のあった翌年度の4月10日までに事業承認者へ報告するものとする。ただし、交付要綱第16に規定する実績報告書に添付することをもって事業承認者への報告に代えることができる。

なお、別表の1の周年供給・需要拡大支援及び別表の3の業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援については、それぞれ以下のとおり報告を行うものとする。

① 周年供給・需要拡大支援のうち周年供給特別支援の取組（令和2年産米穀に限る。）

については、様式第5号により報告書を作成し、令和4年11月末までに事業承認者に報告するものとする。

② 業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援については、様式第3号により事業成果状況報告を作成し、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、報告に係る年度の翌年度6月末までに事業承認者に報告するものとする。

(2) 事業承認者は、報告を受けた事業実施状況等報告又は事業成果状況報告について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を要求し、現地調査を実施できるものとする。この際、事業実施主体は事業承認者の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

#### 6 補助金の返還

(1) 事業承認者は、3の(1)の規定により承認を受けた事業実施計画に定められた取組が

行われたと認められない場合、買受事業者が4の(2)の誓約に反して契約に係る用途以外への転用及び転売を行った場合並びに交付要綱第20第1項の規定による交付決定の取消しがされた場合には、事業実施主体に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (2) (1)の返還については、自然災害その他事業実施主体の責めに帰さない事情により、事業実施計画に定められた取組が行われなかったこと等が確認できる場合にあっては、その対象としないことができるものとする。

#### 7 電子情報処理組織による申請等

(1) 事業実施主体は、実施要綱第2の1の事業に係る3の(1)の規定による事業実施計画の提出及び3の(3)の規定による事業実施計画書の変更並びに5の規定による事業実施状況等報告については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「システム」という。)を使用する方法により行うことができるものとする。ただし、システムを使用する方法により申請等を行う場合において、本要領に基づき当該申請等に添付すべきとされている書面等について、当該書面等の一部又は全部をシステム以外の方法により提出することを妨げないものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)の規定により申請等を行う場合は、本要領の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

(3) 事業承認者は、(1)の規定により申請等が行われた事業実施主体に対する通知等については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができるものとする。

(4) 事業実施主体が(2)の規定によりシステムを使用する方法により申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならないものとする。

### 第3 資金の管理

事業実施主体は、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金を他の施策・事業に係る経費と区分して管理するものとする。

### 第4 書類の保管

事業実施主体は、本事業に関する書類を、事業終了年度の翌年度の4月1日から起算して5年間整備保管することとする。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月9日から施行する。

#### 附 則 (平成28年4月1日27政統第922号)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成28年11月30日28政統第1239号)

この要領は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28政統第1861号）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日29政統第1932号）

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日30政統第1743号）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日元政統第1650号）

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月16日2政統第559号）

- 1 この要領は、令和2年6月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（令和2年7月15日2政統第807号）

この要領は、令和2年7月15日から施行する。

附 則（令和2年11月6日2政統第1399号）

この要領は、令和2年11月6日から施行する。

附 則（令和3年4月1日2政統第2020号）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（令和3年8月3日3農産第504号）

- 1 この要領は、令和3年8月3日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別表：米穀周年供給・需要拡大支援事業の対象経費

1 周年供給・需要拡大支援

項目	取組内容	補助対象経費	助成単価・補助率
周年安定供給のための長期計画的な販売の取組	主食用として作付・収穫された米穀(※1)を、生産年の翌年の11月から翌々年の3月まで長期計画的に販売する取組(※2)	金利倉敷料、集約経費	定額(1/2相当) 〔金利倉敷料：別記1の通り〕 〔集約経費：2,040円/トン(※5)〕
輸出向けの販売促進等の取組	主食用米を輸出に仕向ける際の商品開発、販売促進等の取組(※3)	旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、通信運搬費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、輸送費	1/2以内
業務用向け等の販売促進等の取組	主食用米の外食・中食・給食向け等の販売を拡大するための商品開発、販売促進等の取組(※3)	旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、通信運搬費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、輸送費	1/2以内
非主食用への販売の取組	主食用米を、飼料用、加工用などの非主食用へ販売する取組(※4)	金利倉敷料、バラ化経費、運送経費、集約経費	定額(1/2相当) 〔金利倉敷料：別記2の通り〕 〔バラ化経費：310円/トン(※5)〕 〔運送経費：2,630円/トン(※5)〕 〔集約経費：2,040円/トン(※5)〕
周年供給特別支援の取組	主食用として作付け・収穫された米穀(※1) (令和元年産については、農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)第1の2の(2)のハに定める醸造用玄米に限る。)を、以下の期間において長期計画的に販売する取組 ①令和元年産米穀：令和3年4月から同年10月まで ②令和2年産米穀：令和4年4月から同年10月まで(※6)	金利倉敷料、集約経費	定額(1/2相当) 〔金利倉敷料：別記1のとおり(※7)〕 〔集約経費：2,040円/トン(※5)〕

(※1) 需要推進要領第4に定める戦略作物として取り扱う米穀等以外の米穀をいう。

(※2) 生産年の翌年の7月末迄に契約されたものを対象とする。ただし、令和2年産米穀に限り、令和3年9月末迄に契約されたものを対象とする。

- (※3) 本事業の趣旨に鑑み、集荷規模に対して過度な支援とならないよう、必要に応じて支援の上限を設けることができるものとする。
- (※4) 主食用米のうち、次に掲げる条件全てを満たすものについて、事業実施年度の3月末迄に非主食用に販売する取組を対象とする。
- ① 生産年の翌年の7月末迄に契約されたものであること（令和2年産米穀に限り、令和3年9月末迄に契約されたものであること）
  - ② 本事業の趣旨にのっとり、必要な対策として非主食用に販売されるものであることが客観的に明らかであること
  - ③ 買受事業者から「非主食用米の適正流通に関する誓約書（様式第4号）」の提出が行われていること
- (※5) 実際に経費負担が生じた場合に対象とする。
- (※6) 年産ごとに以下の要件を満たすものを対象とする。
- ① 令和元年産米穀については、令和3年3月末時点で在庫しているものであって、令和3年9月末迄に契約されたもの
  - ② 令和2年産米穀については、令和4年3月末時点で在庫しているものであって、令和4年9月末迄に契約されたもの
- (※7) 補助対象開始期間は、長期計画的な販売に係る販売契約締結日の属する月の翌月とするが、以下の場合にあってはこの限りでない。
- ① 令和2年度の周年供給特別支援の取組を行った米穀の場合は、令和3年4月からとする。
  - ② 令和元年産米穀について、周年供給特別支援の取組として長期計画的な販売の取組を予定していなかった販売契約の数量の一部又は全部の取消しがあった場合は、当該事実が明らかとなった日の属する月の翌月からとする。
  - ③ 令和2年産米穀について、
    - ア 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組を予定していなかった販売契約の数量の一部又は全部の取消しがあった場合は、当該事実が明らかとなった日の属する月の翌月からとする。
    - イ 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組を行うこととして契約していた場合は、当該販売契約締結日の属する月の翌月からとする。

(別記1)

1 金利倉敷料の基本助成額

金利倉敷料の助成額は、様式第1号別添1-2により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて様式第1号別添1-3の1により算出される額とする。

なお、周年供給特別支援の取組に係る令和元年産米穀及び令和2年産米穀については、それぞれ、様式1号別添1-6により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて様式第1号別添1-7の1により算出される額、様式第1号別添1-8により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて様式第1号別添1-9の1により算出される額とする。

2 複数年契約等による加算

次の(1)又は(2)に掲げる契約に該当する場合には、様式第1号別添1-3の2又は1-9の2により算出される額を加算することとする。ただし、周年供給特別支援の対象米穀のうち令和元年産米穀については、加算対象としない。

(1) 収穫前契約

収穫前契約については、収穫前契約における補助対象米穀の年産（以下「補助対象年産」という。）の個別の契約数量の合計（以下「契約総量」という。）が1,000実トン以上の契約数量を加算対象とする。

(2) 複数年契約

複数年契約（連続する3つ以上の年産についての契約をいう。以下同じ。）については、以下の①から③のいずれも満たすものを加算対象とする。

- ① 複数年契約における補助対象年産の契約総量が1,000実トン以上であること。
- ② 補助対象年産の前年産に複数年契約取引がある場合は、補助対象年産の契約総量が補助対象年産の前年産の契約総量以下かつ個別の契約において補助対象年産の契約数量が補助対象年産

の前年産の契約数量以下でない契約であること。

③ 補助対象年産を取引初年とする契約であること。

(3) 加算に係る留意事項

① 複数年契約加算と収穫前契約加算の重複加算は行わず、複数年契約加算を適用する。

② 複数年契約の次年産以降については、収穫前契約加算を適用する。

(別記2)

金利倉敷料の助成額は、様式第1号別添1-4により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて様式第1号別添1-5の1により算出される額とする。

なお、助成額算出に当たっては、以下の点に留意することとする。

① 支援対象米穀の保管倉庫への入庫前に販売契約が締結されている場合には、当該米穀の保管経費が発生する日の属する月から助成する。

② 事業実施年度の前年3月末迄に販売契約が締結されている場合には、事業実施年度の4月から助成する。

2 玄米の推奨規格フレコンを活用した物流効率化実証支援

取組内容	補助対象経費	補助率
推奨規格フレコンの効果検証等支援	旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、通信運搬費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費	定額

3 業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援

取組内容	補助対象経費	補助率
業務用米、輸出用米等の安定取引拡大に係るセミナーや商談会等の開催	旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、通信運搬費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費	定額

(様式第1号)

番 号  
年 月 日

(事業承認者) 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

米穀周年供給・需要拡大支援事業の事業実施計画の承認（変更）申請について

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領（平成27年4月9日付け26生産第3472号農林水産省生産局長通知）第2の3の規定に基づき、様式第1号別添○の事業実施計画を作成（変更）したので、承認を申請する。



(様式第1号別添1-1)

## 周年供給・需要拡大支援 事業実施計画

### 1 目的

※ 生産者及び集荷業者・団体の自主的な取組による需要に応じた生産・販売を行う環境整備を支援する本事業の趣旨を踏まえ、本事業を活用してどのように需要に応じた生産・販売に向けた環境整備を図るのか、具体的に説明すること。

### 2 取組方針

#### (1) 主食用米の集荷数量、契約数量及び販売数量

(生産年の翌年(又は生産年)〇月〇日時点、単位:トン)

	〇年産	〇年産	〇年産	〇年産	〇年産
集荷数量					
契約数量					
販売数量					

#### (2) 集荷状況及び契約・販売状況

※ (1)を踏まえ、契約や販売の状況等、主食用米の販売環境について概要を説明すること。

#### (3) 取組方針

※ (2)を踏まえ、契約や販売の課題について説明の上、その課題の解決に向けた取組方針を説明すること。

- ※1 (1)の集荷数量、契約数量及び販売数量については、当年産及び過去4年間分について記載すること。また、年産ごとの整理は可能な限り同一時点(生産年の翌年3月末など)で整理すること(同一時点での整理が困難な場合は、欄外に補足説明を記載すること)。
- ※2 集荷数量、契約数量及び販売数量並びに取組方針の記載内容について、詳細が分かる資料を添付すること。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を、前年度の申請等において既に提出した資料であって、内容に変更がない場合は、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載することにより、添付を省略することができる(以下各項目において同じ)。

### 3 取組内容及び目標

取組の項目	<p>※ 実施しようとするものを以下から選択。</p> <p>① 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組（周年供給特別支援の取組を含む。）</p> <p>② 輸出向けの販売促進等の取組</p> <p>③ 業務用向け等の販売促進等の取組</p> <p>④ 非主食用への販売の取組</p>			
具体的な取組内容	<p>※1 本年度に実施しようとする取組内容について、その概要を具体的に記載すること。</p> <p>※2 取組の項目が、輸出向けの販売促進等の取組又は業務用向け等の販売促進等の取組を実施しようとする場合は、以下について記載すること。</p> <p>① 取組の評価 当該取組が輸出向け又は業務用向け等の販売拡大にどのようなつながるのかについての説明</p> <p>② 前年度取組からの改善点 前年度に当該取組を実施している場合は、前年度の取組に対する評価と、それを踏まえた改善点等についての説明</p>			
目標（項目）	前年度 目標値		前年度 実績値	
目標値の説明	<p>※ 取組項目に応じて、以下について記載すること。</p> <p>（周年安定供給のための長期計画的な販売の取組及び非主食用への販売の取組の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該取組の計画数量（目標値）を種類（うるち米、醸造用玄米、もち米）別に記載すること。</li> </ul> <p>（輸出向けの販売促進等の取組及び業務用向け等の販売促進等の取組の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標（項目）についての概要説明を簡潔に記載すること。</li> <li>目標の評価を行う時期を記載すること。（「〇年3月末時点の実績で評価を行う」など）</li> <li>目標値を割合とする場合は、その算出根拠となる数値及び算出方法を記載すること。</li> <li>本年度目標値が前年度目標値を下回る数値で設定する場合は、その理由について記載すること。</li> </ul>			

※1 取組の項目が複数ある場合は、取組の項目ごとに記載欄を追加すること。

※2 取組の詳細及び事業スケジュールが分かる資料を添付すること。

#### 4 取組の実施に当たっての積立ての状況

##### (1) 積立ての対象者

※ 拠出対象者について、具体的に記載すること。

##### (2) 積立ての方法

※ 積立ての方法について、拠出時期や単価等を含めて具体的に記載すること。

##### (3) 積立金の用途

※ 積立金の管理に関するルールに基づき、積立金を使用できる用途を記載すること。

##### (4) 積立金の総額

(単位：千円)

項目	金額	備考
合計		

※1 項目は、前年度積立金残額、当年産産者拠出金等について、区分して記載すること。

※2 各項目の金額についての算出方法等を、備考欄に記載すること。

※3 申請する事業年度で活用できる積立金の総額を記載することとし、生産者への精算等、申請する事業年度の事業費として使用できない額はマイナス計上すること。

※4 積立ての方法、用途、管理に関するルールの詳細及び拠出単価が分かる資料を添付すること。

(様式第1号別添1-2)

周年安定供給のための長期計画的な販売の取組に係る月別金利倉敷料単価算出票

1 金利倉敷料単価のうち金利相当額の算出

品種名	等級	生産者への支払額 (仮払金額又は買取金額) ①	詳細区分 (品種名、等級以外の仕分内容)	長期計画的販売 対象数量 ②	対象米穀に係る 支払額 ③=①×②÷60kg	対象米穀に係る 支払単価 (加重平均単価) (C)=(B)÷(A)×1,000kg (c)
		(円/60kg)		(kg)	(円)	(円/トン)
合 計				(A)	(B)	

- (※1) ①欄の生産者への支払額については、本取組の対象米穀に係る仮払金額又は買取金額を記入すること。ただし、同一品種において品質及び出荷時期等によって複数の支払額がある場合であって、対象米穀に係る支払額を区分することが困難な場合には、当該品種の支払額ごとの出荷数量等による加重平均額(出荷数量等による加重平均も困難な場合は当該品種の最低支払額)を記入すること。また、事業実施計画であって事業実施年度内に追加支払等が見込まれる場合には、見込額を記入すること。
- (※2) ①欄の支払額について根拠資料を添付すること。
- (※3) ①欄及び(c)欄については加重平均により円未満が生じた場合には円未満を四捨五入することとし、③欄については円未満を切り捨てること。

2 月別金利倉敷料助成単価の算出

	金利負担への助成単価		倉敷料助成単価 (一律単価) ⑥	月別金利倉敷料 助成単価 ⑦=⑤+⑥	
	適用金利 ④	助成単価 ⑤=(C)×④÷12月 ×補助率(1/2)			
	(%/年)	(円/トン)	(円/トン)	(円/トン)	
生産年の翌年4月			416		
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
生産年の翌々年1月					
2月					
3月					

- (※1) ④欄の適用金利については、1の表の生産者への支払額に係る借入金に対して適用される金利を月ごとに記入すること。ただし、複数の金融機関からの借入等により異なる金利がある場合であって、対象米穀に係る借入金に対する金利を区分することが困難な場合には、借入金残高等による加重平均値(借入金残高等による加重平均も困難な場合は当該月の最低金利)を記入すること。また、事業実施計画であって事業実施年度内に金利の変動が見込まれる場合には、見込率を記入すること。
- (※2) ④欄の適用金利については、農産局長が別に定める金利を上限とする。
- (※3) ④欄の適用金利について根拠資料を添付すること。ただし、事業実施計画であって見込率の場合には添付を省略できる。
- (※4) ④欄については加重平均を行う場合には小数点第4位を四捨五入することとし、⑤欄については円未満を切り捨てること。

(様式第1号別添1-3)

周年安定供給のための長期計画的な販売の取組に係る経費算出票(国費助成分)

1 金利倉敷料助成額

販売引渡月 補助対象開始期間 (販売契約締結日 の翌月から)	生産年の翌年 11月			12月			翌々年 1月			2月			3月			補助対象開始期間別 計			
	引渡数量 ①	単価 ②	助成額 ③= ①÷1,000× ②	引渡数量 ④	単価 ⑤	助成額 ⑥= ④÷1,000× ⑤	引渡数量 ⑦	単価 ⑧	助成額 ⑨= ⑦÷1,000× ⑧	引渡数量 ⑩	単価 ⑪	助成額 ⑫= ⑩÷1,000× ⑪	引渡数量 ⑬	単価 ⑭	助成額 ⑮= ⑬÷1,000× ⑭	引渡数量 ⑯= ①+④+⑦+⑩+⑬	助成額 ⑰= ③+⑥+⑨+⑫+⑮	平均保管月数 ⑱	平均単価 ⑲= ⑰÷⑱×1,000÷ ⑱
生産年の翌年の4月	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円)		(円/トン)
5月																			
6月																			
7月																			
8月																			
9月																			
10月																			
販売引渡月別 計																			(A)

(※1) 補助対象開始期間から販売引渡月までの各単価欄については、様式第1号別添1-2の2(月別金利倉敷料助成単価の算出)の⑦の月別金利倉敷料助成単価の該当月分までを合計(販売引渡月は1/2を乗じる。)して記入すること。

(※2) 補助対象開始期間別の平均保管月数については、販売引渡月ごとの引渡数量により加重平均すること。なお、年度平均の算出に当たっては、各補助対象開始期間別の平均保管月数に当該期間の引渡数量を乗じて加重平均し、小数点第3位を四捨五入すること。

(※3) 販売引渡月ごとの助成額の算出に当たっては円未満を切り捨てること。

(※4) ⑲欄については円未満を四捨五入すること。

2 収穫前契約及び複数年契約加算額

	収穫前契約加算			複数年契約加算											加算額 計	
	産年の7月末迄の契約分			産年の7月末迄の契約分			産年の12月末迄の契約分			産年の翌年3月末迄の契約分			計		対象数量	加算額
	対象数量 ①	単価 ②=(A)×2	加算額 ③= ①÷1,000× ②	対象数量 ④	単価 ⑤=(A)×3	加算額 ⑥= ④÷1,000× ⑤	対象数量 ⑦	単価 ⑧=(A)×2	加算額 ⑨= ⑦÷1,000× ⑧	対象数量 ⑩	単価 ⑪=(A)	加算額 ⑫= ⑩÷1,000× ⑪	対象数量 ⑬=④+⑦+⑩	加算額 ⑭=③+⑥+⑨+⑫		
合 計	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円)	(キログラム)	(円)

(※) 単価については、年度平均単価(1(金利倉敷料助成額)の(A)欄)に別記1の2の(1)又は(2)に定める契約区分及び契約時期ごとに加算割合を乗じること。

3 集約経費助成額

	対象数量	単価	助成額
	①	②	③= ①÷1,000× ②
合 計	(キログラム)	(円/トン)	(円)
		2,040	

4 国費助成額合計

	(円)
1 金利倉敷料助成額	
2 収穫前契約及び複数年契約加算額	
3 集約経費助成額	
合 計	

(様式第1号別添1-4)

非主食用への販売の取組に係る月別金利倉敷料単価算出票

1 対象米穀に係る支払単価の算出

品種名	等級	生産者への支払額 (仮払金額又は買取金額)	詳細区分 (品種名、等級以外の仕分内容)	非主食用への販売 対象数量	対象米穀に係る 支払額	対象米穀に係る 支払単価 (加重平均単価)
		① (円/60kg)		② (kg)	③=①×②÷60kg (円)	(C)=(B)÷(A)×1,000kg (円/トン) (c)
合計				(A)	(B)	

- (※1) ①欄の生産者への支払額については、本取組の対象米穀に係る仮払金額又は買取金額を記入すること。ただし、同一品種において品質及び出荷時期等によって複数の支払額がある場合であって、対象米穀に係る支払額を区分することが困難な場合には、当該品種の支払額ごとの出荷数量等による加重平均額(出荷数量等による加重平均も困難な場合は当該品種の最低支払額)を記入すること。また、事業実施計画であって事業実施年度内に追加支払等が見込まれる場合には、見込額を記入すること。
- (※2) ①欄の支払額について根拠資料を添付すること。
- (※3) ①欄及び(c)欄については加重平均により円未満が生じた場合には円未満を四捨五入することとし、③欄については円未満を切り捨てること。

2 月別金利倉敷料助成単価の算出

	金利負担への助成単価		倉敷料助成単価 (一律単価)	月別金利倉敷料 助成単価
	適用金利	助成単価		
	④ (%/年)	⑤=(C)×④÷12月 ×補助率(1/2) (円/トン)	⑥ (円/トン)	⑦=⑤+⑥ (円/トン)
月			416	
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				

- (※1) ④欄の適用金利については、1の表の生産者への支払額に係る借入金に対して適用される金利を月ごとに記入すること。ただし、複数の金融機関からの借入等により異なる金利がある場合であって、対象米穀に係る借入金に対する金利を区分することが困難な場合には、借入金残高等による加重平均値(借入金残高等による加重平均も困難な場合は当該月の最低金利)を記入すること。また、事業実施計画であって事業実施年度内に金利の変動が見込まれる場合には、見込率を記入すること。
- (※2) ④欄の適用金利については、農産局長が別に定める金利を上限とする。
- (※3) ④欄の適用金利について根拠資料を添付すること。ただし、事業実施計画であって見込率の場合には添付を省略できる。
- (※4) ④欄については加重平均を行う場合には小数点第4位を四捨五入することとし、⑤欄については円未満を切り捨てること。

(様式第1号別添1-5)

非主食用への販売の取組に係る経費算出票(国費助成分)

1 金利倉敷料助成額

販売引渡月 補助対象開始期間 (販売契約締結日 の翌月から)	月			月			月			月			月			補助対象開始期間別 計	
	引渡数量 ①	単価 ②	助成額 ③= ①÷1,000×②	引渡数量 ④	単価 ⑤	助成額 ⑥= ④÷1,000×⑤	引渡数量 ⑦	単価 ⑧	助成額 ⑨= ⑦÷1,000×⑧	引渡数量 ⑩	単価 ⑪	助成額 ⑫= ⑩÷1,000×⑪	引渡数量 ⑬	単価 ⑭	助成額 ⑮= ⑬÷1,000×⑭	引渡数量 ⑯= ①+④+⑦+⑩+⑬	助成額 ⑰= ③+⑥+⑨+⑫+⑮
月	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円)
月																	
月																	
月																	
月																	
販売引渡月別 計																	

(※1) 補助対象開始期間から販売引渡月までの各単価欄については、様式第1号別添1-4の2(月別金利倉敷料助成単価の算出)の⑦の月別金利倉敷料助成単価の該当月分までを合計(販売引渡月は1/2を乗じる。)して記入すること。

(※2) 販売引渡月ごとの助成額の算出に当たっては円未満を切り捨てること。

2 バラ化経費助成額

	対象数量 ①	単価 ②	助成額 ③= ①÷1,000×②
合 計	(キログラム)	(円/トン)	(円)
		310	

3 運送経費助成額

	対象数量 ①	単価 ②	助成額 ③= ①÷1,000×②
合 計	(キログラム)	(円/トン)	(円)
		2,630	

4 集約経費助成額

	対象数量 ①	単価 ②	助成額 ③= ①÷1,000×②
合 計	(キログラム)	(円/トン)	(円)
		2,040	

4 国費助成額合計

1 金利倉敷料助成額	(円)
2 バラ化経費助成額	
3 運送経費助成額	
4 集約経費助成額	
合 計	

(様式第1号別添1-6)

周年供給特別支援の取組に係る月別金利倉敷料単価算出票  
(令和元年産米穀)

1 金利倉敷料単価のうち金利相当額の算出

品種名	等級	生産者への支払額 (仮払金額又は買取金額) ①	詳細区分 (品種名、等級以外の仕分内容)	長期計画的販売 対象数量 ②	対象米穀に係る 支払額 ③=①×②÷60kg	対象米穀に係る 支払単価 (加重平均単価) (C)=(B)÷(A)×1,000kg (c)
		(円/60kg)		(kg)	(円)	(円/トン)
合 計				(A)	(B)	

- (※1) ①欄の生産者への支払額については、本取組の対象米穀に係る仮払金額又は買取金額を記入すること。ただし、同一品種において品質及び出荷時期等によって複数の支払額がある場合であって、対象米穀に係る支払額を区分することが困難な場合には、当該品種の支払額ごとの出荷数量等による加重平均額(出荷数量等による加重平均も困難な場合は当該品種の最低支払額)を記入すること。また、事業実施計画であって事業実施年度内に追加支払等が見込まれる場合には、見込額を記入すること。
- (※2) ①欄の支払額について根拠資料を添付すること。
- (※3) ①欄及び(c)欄については加重平均により円未満が生じた場合には円未満を四捨五入することとし、③欄については円未満を切り捨てること。

2 月別金利倉敷料助成単価の算出

	金利負担への助成単価		倉敷料助成単価 (一律単価) ⑥	月別金利倉敷料 助成単価 ⑦=⑤+⑥
	適用金利 ④	助成単価 ⑤=(C)×④÷12月 ×補助率(1/2)		
	(%/年)	(円/トン)	(円/トン)	(円/トン)
令和3年4月			416	
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				

- (※1) ④欄の適用金利については、1の表の生産者への支払額に係る借入金に対して適用される金利を月ごとに記入すること。ただし、複数の金融機関からの借入等により異なる金利がある場合であって、対象米穀に係る借入金に対する金利を区分することが困難な場合には、借入金残高等による加重平均値(借入金残高等による加重平均も困難な場合は当該月の最低金利)を記入すること。また、事業実施計画であって事業実施年度内に金利の変動が見込まれる場合には、見込率を記入すること。
- (※2) ④欄の適用金利については、農産局長が別に定める金利を上限とする。
- (※3) ④欄の適用金利について根拠資料を添付すること。ただし、事業実施計画であって見込率の場合には添付を省略できる。
- (※4) ④欄については加重平均を行う場合には小数点第4位を四捨五入することとし、⑤欄については円未満を切り捨てること。



(様式第1号別添1-7)

周年供給特別支援の取組に係る経費算出票(令和元年産米穀に係る国費助成分)

1 金利倉敷料助成額

販売引渡月 補助対象開始期間 (販売契約締結日 の翌月から)	令和3年4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			補助対象開始期間別計	
	引渡数量 ①	単価 ②	助成額 ③= ①×1,000×②	引渡数量 ④	単価 ⑤	助成額 ⑥= ④×1,000×⑤	引渡数量 ⑦	単価 ⑧	助成額 ⑨= ⑦×1,000×⑧	引渡数量 ⑩	単価 ⑪	助成額 ⑫= ⑩×1,000×⑪	引渡数量 ⑬	単価 ⑭	助成額 ⑮= ⑬×1,000×⑭	引渡数量 ⑯	単価 ⑰	助成額 ⑱= ⑯×1,000×⑰	引渡数量 ⑲	単価 ⑳	助成額 ㉑= ⑲×1,000×㉑	引渡数量 ㉒= ①+④+⑦+⑩+⑬+⑯+ ⑲	助成額 ㉓= ③+⑥+⑨+⑫+⑮+⑱+ ㉑
令和3年4月	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円)
5月																							
6月																							
7月																							
8月																							
9月																							
10月																							
販売引渡月別計																							

(※1) 補助対象開始期間から販売引渡月までの各単価欄については、様式第1号別添1-6の2(月別金利倉敷料助成単価の算出)の⑦の月別金利倉敷料助成単価の該当月分までを合計(販売引渡月は1/2を乗じる。)して記入すること。

(※2) 令和2年度の周年供給特別支援の取組の対象米穀における補助対象開始期間は、令和3年4月からとする。

(※3) 販売引渡月ごとの助成額の算出に当たっては円未満を切り捨てること。

2 集約経費助成額

	対象数量 ①	単価 ②	助成額 ③= ①×1,000×②
合計	(キログラム)	(円/トン)	(円)
		2,040	

3 国費助成額合計

1 金利倉敷料助成額	(円)
2 集約経費助成額	
合計	

(様式第1号別添1-8)

周年供給特別支援の取組に係る月別金利倉敷料単価算出票  
(令和2年産米穀)

1 金利倉敷料単価のうち金利相当額の算出

品種名	等級	生産者への支払額 (仮払金額又は買取金額) ①	詳細区分 (品種名、等級以外の仕分内容)	長期計画的販売 対象数量 ②	対象米穀に係る 支払額 ③=①×②÷60kg	対象米穀に係る 支払単価 (加重平均単価) (C)=(B)÷(A)×1,000kg
		(円/60kg)		(kg)	(円)	(円/トン) (c)
合 計				(A)	(B)	

- (※1) ①欄の生産者への支払額については、本取組の対象米穀に係る仮払金額又は買取金額を記入すること。ただし、同一品種において品質及び出荷時期等によって複数の支払額がある場合であって、対象米穀に係る支払額を区分することが困難な場合には、当該品種の支払額ごとの出荷数量等による加重平均額(出荷数量等による加重平均も困難な場合は当該品種の最低支払額)を記入すること。また、事業実施計画であって事業実施年度内に追加支払等が見込まれる場合には、見込額を記入すること。
- (※2) ①欄の支払額について根拠資料を添付すること。
- (※3) ①欄及び(c)欄については加重平均により円未満が生じた場合には円未満を四捨五入することとし、③欄については円未満を切り捨てること。

2 月別金利倉敷料助成単価の算出

	金利負担への助成単価		倉敷料助成単価 (一律単価) ⑥	月別金利倉敷料 助成単価 ⑦=⑤+⑥
	適用金利 ④	助成単価 ⑤=(C)×④÷12月 ×補助率(1/2)		
	(%/年)	(円/トン)	(円/トン)	(円/トン)
令和3年4月			416	
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
令和4年1月				
2月				
3月				

- (※1) ④欄の適用金利については、1の表の生産者への支払額に係る借入金に対して適用される金利を月ごとに記入すること。ただし、複数の金融機関からの借入等により異なる金利がある場合であって、対象米穀に係る借入金に対する金利を区分することが困難な場合には、借入金残高等による加重平均値(借入金残高等による加重平均も困難な場合は当該月の最低金利)を記入すること。また、事業実施計画であって事業実施年度内に金利の変動が見込まれる場合には、見込率を記入すること。
- (※2) ④欄の適用金利については、農産局長が別に定める金利を上限とする。
- (※3) ④欄の適用金利について根拠資料を添付すること。ただし、事業実施計画であって見込率の場合には添付を省略できる。
- (※4) ④欄については加重平均を行う場合には小数点第4位を四捨五入することとし、⑤欄については円未満を切り捨てること。

(様式第1号別添1-9)

周年供給特別支援の取組に係る経費算出票(令和2年産米穀に係る国費助成分)

1 金利倉敷料助成額

補助対象開始期間 (事実発生日の翌月から※2)	令和4年3月末				
	対象数量	単価	助成額	保管月数	平均単価
	①	②	③= ①×1,000×②	④	⑤= ③÷①×1,000÷④
令和3年4月	(キログラム)	(円/トン)	(円)	12	(円/トン)
5月				11	
6月				10	
7月				9	
8月				8	
9月				7	
10月				6	
11月				5	
12月				4	
令和4年1月				3	
2月				2	
3月				1	
計					(A)

(※1) 補助対象開始期間ごとの各単価欄については、様式第1号別添1-8の2(月別金利倉敷料助成単価の算出)の⑦の月別金利倉敷料助成単価の該当月分までを合計して記入すること。

(※2) 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組を行うこととして契約していた場合は、当該販売契約締結日の属する月の翌月からとする。

(※3) 保管月数の年度平均の算出に当たっては、各補助対象開始期間別の保管月数に令和4年3月末時点で在庫している対象数量を乗じて加重平均し、小数点第3位を四捨五入すること。

(※4) 助成額の算出に当たっては円未満を切り捨てること。

(※5) ⑤欄については円未満を四捨五入すること。

2 収穫前契約及び複数年契約加算額

	収穫前契約加算			複数年契約加算										加算額 計		
	産年の7月末迄の契約分			産年の7月末迄の契約分			産年の12月末迄の契約分			産年の翌年3月末迄の契約分			計			
	対象数量	単価	加算額	対象数量	単価	加算額	対象数量	単価	加算額	対象数量	単価	加算額	対象数量	加算額	対象数量	加算額
	①	②=(A)×2	③= ①×1,000×②	④	⑤=(A)×3	⑥= ④×1,000×⑤	⑦	⑧=(A)×2	⑨= ⑦×1,000×⑧	⑩	⑪=(A)	⑫= ⑩×1,000×⑪	⑬=④+⑦+⑩	⑭=⑥+⑨+⑫	⑮=①+④	⑯=③+⑥
合 計	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円)	(キログラム)	(円)

(※) 単価については、年度平均単価(1(金利倉敷料助成額)の(A)欄)に別記1の2の(1)又は(2)に定める契約区分及び契約時期ごとに加算割合を乗じること。

3 集約経費助成額

	対象数量	単価	助成額
	①	②	③= ①×1,000×②
合 計	(キログラム)	(円/トン) 2,040	(円)

4 国費助成額合計

1 金利倉敷料助成額	(円)
2 収穫前契約及び複数年契約加算額	
3 集約経費助成額	
合 計	

(様式第1号別添2)

玄米の推奨規格フレコンを活用した物流効率化実証支援 事業実施計画

1 目的

2 取組方針

以下について記載すること。

- ① 推奨規格フレコンを活用した玄米流通を行い、その効果(安定性、経済性及び作業性等)について具体的なデータで把握するための取組の方法について詳解すること。
- ② ①を踏まえた事業の取組方針及び目標(1の目的及び3の取組内容に即した定量的な目標とすること。)

※ 取組方針の記載内容について詳細が分かる資料を添付。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を、前年度の申請等において既に提出した資料であって、内容に変更がない場合は、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載することにより、添付を省略することができる(以下各項目において同じ。)

3 取組内容

実施しようとする取組内容を具体的に記載すること。

※ 取組の詳細が分かる資料を添付。

(様式第1号別添3)

業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援 事業実施計画

1 目的

2 取組方針

以下について記載すること。

- ① 業務用米、輸出用米等に係る売り手（産地・生産者）の意向
- ② 業務用米、輸出用米等に係る買い手（中食・外食事業者等）のニーズ
- ③ ①、②を踏まえた売り手と買い手の安定取引拡大に向けた取組方針及び目標（1の目的及び3の取組内容に即した定量的な目標とすること。）

※ 取組方針の記載内容について詳細が分かる資料を添付。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を、前年度の申請等において既に提出した資料であって、内容に変更がない場合は、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載することにより、添付を省略することができる（以下各項目において同じ。）。

3 取組内容

実施しようとする取組内容を具体的に記載すること。

4 取組内容の詳細

内容	実施時期	開催日数	場所	参集目標	
				売り手	買い手
①売り手（産地・生産者）への事前説明					—
②セミナー					
③展示商談会					
④現地意見交換会					
⑤その他（シンポジウム等）					

※ 取組の詳細が分かる資料を添付。

5 事業成果の目標（事業終了後3年間での売り手と買い手の取引成約件数）

	展示商談会への売り手参加件数	うち取引成約件数
目標	件	件

(様式第2号)

番 号  
年 月 日

(事業承認者) 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

米穀周年供給・需要拡大支援事業の事業実施状況等報告について

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領（平成27年4月9日付け26生産第3472号農林水産省生産局長通知）第2の5の規定に基づき、様式第2号別添〇の事業実施状況報告を作成したので報告する。

(様式第2号別添1)

## 周年供給・需要拡大支援 事業実施状況等報告

### 1 取組内容及び目標の評価

取組の項目	※ 実施したものを以下から選択。 ① 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組（周年供給特別支援の取組を含む。） ② 輸出向けの販売促進等の取組 ③ 業務用向け等の販売促進等の取組 ④ 非主食用への販売の取組				
具体的な取組内容	※ 本年度に実施した取組内容について具体的に記載すること。				
目標（項目）		前年度 目標値		前年度 実績値	
		本年度 目標値		本年度 実績値	
目標の評価	主食用米の販売環境、契約進捗、集荷状況、在庫の変化等、取組によって生じた成果について記載すること。 その際、様式第1号別添1-1の3で設定した目標の達成状況を評価すること。				

※1 取組の項目が複数ある場合は、取組の項目ごとに記載欄を追加すること。

※2 取組の詳細が分かる資料及び目標の評価に当たって必要な資料を添付すること。ただし、事業実施計画（第2の3（3）の変更を行った場合は、変更後の事業実施計画）から変更があったものに限り添付すること（以下各項目において同じ。）。

### 2 取組の実施に当たっての積立ての状況

#### （1）積立ての対象者

※ 抛出対象者について、具体的に記載すること。

#### （2）積立ての方法

※ 積立ての方法について、抛出時期や単価等を含めて具体的に記載すること。



(3) 積立金の用途

※ 積立金の管理に関するルールに基づき、積立金が使用できる用途を記載すること。

(4) 積立金の総額

(単位：千円)

項目	金額	備考
合計		

※1 様式第1号別添1-1の4の(4)に記載した積立金の総額の実績について記載すること。

※2 積立ての方法、用途、管理に関するルールの詳細及び拠出単価が分かる資料を添付すること。

(注) 様式第1号別添1-2から別添1-9までについて、事業実施計画から変更があったときには、取組の実績に合わせて再度作成し、添付すること。

(様式第2号別添2)

## 玄米の推奨規格フレコンを活用した物流効率化実証支援事業実施状況等報告

### 1 取組内容

取組の実施状況を具体的に記載すること。

※ 取組の詳細が分かる資料を添付。ただし、事業実施計画(第2の3(3)の変更を行った場合は、変更後の事業実施計画)から変更があったものだけに限り添付すること(以下各項目において同じ。)

### 2 取組の実施に当たっての玄米物流の状況

実証を行う産地における玄米流通の状況(輸送に係る取引先の意向、フレコン輸送の割合等)などについて詳解すること。

※ 必要に応じて、詳細が分かる資料を添付。

### 3 取組の評価

取組によって生じた成果について記載すること。  
なお、その際は様式第1号別添2の2で設定した目標の達成状況を評価すること。

※ 必要に応じて、詳細が分かる資料を添付。

(様式第2号別添3)

業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援 事業実施状況等報告

1 取組内容

取組の実施状況を具体的に記載すること。

※ 取組の詳細が分かる資料を添付。ただし、事業実施計画（第2の3（3）の変更を行った場合は、変更後の事業実施計画）から変更があったものに限り添付すること（以下各項目において同じ。）。

2 取組の実施に当たっての業務用米、輸出用米等の状況

これまでの生産者と中食・外食事業者等の業務用米、輸出用米等の取引状況や課題についてアンケートや関係者からの聞き取り等を通じ詳しく記載すること。

※ 取組を実施する前の業務用米、輸出用米等の取引状況が分かる資料を添付。

3 取組の評価

実際に成約した件数など、マッチングの成果について記載すること。  
なお、その際は様式第1号別添3の2で設定した目標の達成状況を評価すること。

※ 必要に応じて、詳細が分かる資料を添付。

(様式第3号)

番 号  
年 月 日

(事業承認者) 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち  
業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援に係る事業成果状況報告について

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領（平成27年4月9日付け26生産第3472号農林水産省  
生産局長通知）第2の5の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

事業成果（業務用米、輸出用米等の販売数量等）

事業者名 (売り手)	事業年度 販売数量  ①	事業終了後の翌年度		事業終了後2年目		事業終了後3年目	
		販売数量  ②	比率 ③=②/①	販売数量  ④	比率 ⑤=④/①	販売数量  ⑥	比率 ⑦=⑥/①
	○トン (○者)	○トン (○者)		○トン (○者)		○トン (○者)	

※ 事業終了後、買い手との取引にて成約があった事業者ごとに、事業者名（売り手）及び販売数量、取引者数（買い手）等を業務用米、輸出用米等に区分し、記載する。また、可能な限り、取扱銘柄・価格や取引先の社名、住所等（輸出用米については輸出先の国名）も資料として添付する。

(様式第4号)

番 号  
年 月 日

(事業承認者) 殿

### 非主食用米の適正流通に関する誓約書

私は、(事業実施主体) ○○から買い受けた別添の契約に係る米穀について、米穀周年供給・需要拡大支援事業による国費支援を受けて非主食用として販売された米穀であることを理解しており、「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令」(平成21年農林水産省令第63号)に基づく用途限定米穀として主食用米と区分して管理するとともに、その全てを当該契約に基づく用途として使用することとし、転売及び当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約を遵守していることを確認するために、当該米穀の受払に関する書類等について、買受年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管するとともに、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

なお、この誓約に反した場合に当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを申し添えます。

買受事業者名  
住所  
代表者氏名

(注) 本誓約書は当該誓約に係る契約書の写しを添付の上、事業実施主体を通じて事業承認者に提出すること。

(様式第5号)

番 号  
年 月 日

(事業承認者) 殿

住所  
団体名  
代表者の役職及び氏名

周年供給特別支援の取組に係る対象米穀の在庫数量等報告 (令和2年産米穀)

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領 (平成27年4月9日付け26生産第3472号農林水産省生産局長通知) 第2の5の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

		令和4年 3月末在庫数量 ①	令和4年 4月から10月まで の販売数量 ②	差 ①-②
金利倉敷料	助成対象数量	トン	トン	トン
	国庫補助金額	円	円	円
集約経費	助成対象数量	トン	トン	トン
	国庫補助金額	円	円	円
国庫補助金額 計		円	円	円

※ 販売契約書、入出庫伝票及び保管管理台帳等の助成対象数量の詳細が分かる資料を添付。